

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県議会議長 佐々木 一 榮

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局職員服務規程（昭和44年岩手県議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 次条から第5条の4までに定めるもののほか、職員（次項に規定する職員を除く。）は、事務局長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合における勤務時間の割振りは、第1号によるものとする。</p> <p>(1) 午前8時30分から<u>午後5時30分</u>まで</p> <p>(2) 午前9時から<u>午後6時</u>まで</p> <p>2 事務局長及び次長その他事務局長が別に定める職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から<u>午後5時30分</u>までとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき<u>8時間</u>の範囲内で、短時間勤務職員の勤務時間の割振りは1日につき<u>8時間</u>の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上<u>8時間</u>以内である場合にあつては、所属長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 [略]</p> <p>(当直の種類及び勤務時間)</p> <p>第25条 当直の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その勤</p>	<p>(勤務時間の割振り)</p> <p>第5条 次条から第5条の4までに定めるもののほか、職員（次項に規定する職員を除く。）は、事務局長の定めるところにより、交代で勤務するものとし、その各組の勤務時間の割振りは、次に掲げるとおりとする。ただし、業務の都合により交代制の勤務ができない場合その他別に定める場合における勤務時間の割振りは、第1号によるものとする。</p> <p>(1) 午前8時30分から<u>午後5時15分</u>まで</p> <p>(2) 午前9時から<u>午後5時45分</u>まで</p> <p>2 事務局長及び次長その他事務局長が別に定める職員の勤務時間の割振りは、午前8時30分から<u>午後5時15分</u>までとする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の勤務時間の割振り及び週休日の指定)</p> <p>第5条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の勤務時間の割振りは当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い1日につき<u>7時間45分</u>の範囲内で、短時間勤務職員の勤務時間の割振りは1日につき<u>7時間45分</u>の範囲内で所属長が定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定により割り振られた勤務時間中に、その勤務時間が6時間以上<u>7時間45分</u>以内である場合にあつては、所属長の定めるところにより、1時間の休憩時間を置く。</p> <p>3 [略]</p> <p>(当直の種類及び勤務時間)</p> <p>第25条 当直の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その勤</p>

務時間は、当該当直の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該各号に定める勤務時間によることができない事情があるときは、総務課総括課長は、事務局長の承認を得て、別に勤務時間を定めることができる。

(1) 宿直 午後5時30分から翌日の午前8時30分まで

(2) 日直 休日 (岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日をいう。以下同じ。)の午前8時30分から午後5時30分まで

務時間は、当該当直の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該各号に定める勤務時間によることができない事情があるときは、総務課総括課長は、事務局長の承認を得て、別に勤務時間を定めることができる。

(1) 宿直 午後5時15分(休日(岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日をいう。以下同じ。))以外の日にあっては、午後5時45分から翌日の午前8時30分まで

(2) 日直 休日の午前8時30分から午後5時15分まで

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。